

E i w a N e w s

令和2年度税制改正大綱の概要

令和2年1月
(No. 174)

謹んで新春のご祝詞を申し上げます。
昨年中は格別のご厚情にあずかり、心より御礼申し上げます。
皆様のますますのご発展を祈念しますとともに、本年も一層のお引き立てを賜りますよう、
お願い申し上げます。

さて、昨年12月12日に令和2年度税制改正大綱が発表されました。
今回は、令和2年度税制改正大綱のうち主な項目をご紹介します。

[1] 法人税

イノベーション税制

対象法人が、令和2年4月1日から令和4年3月31日までの間に特定株式を取得し、かつ、これを取得した日を含む事業年度末まで有している場合において、その特定株式の取得価額の25%以下の金額を特別勘定の金額として経理したときは、その事業年度の所得の金額を限度として、その経理した金額の合計額が損金の額に算入されます。

この特別勘定の金額は、その特定株式の取得から5年を経過した場合を除き、特定株式の譲渡その他の取崩事由に該当することとなった場合には、その事由に応じた金額を取崩して、益金の額に算入されます。

(対象法人) 青色申告書を提出する法人で特定事業活動を行うもの

(特定株式) ①産業競争力強化法の新事業開発事業者のうち特定事業活動に資する事業を行う法人(設立後10年未満のものに限る。)の株式のうち一定の要件を満たすことにつき経済産業大臣の証明があるもの

②払込要件(適用上限あり)

大企業 1億円以上の出資による払込み

中小企業 1,000万円以上の出資による払込み

※外国法人に対する出資による払込みについては、5億円以上であること

[2] 消費税

法人に係る消費税の申告期限の特例の創設

法人税の確定申告書の提出期限の延長の特例の適用を受ける法人が、消費税の確定申告書の提出期限を延長する旨の届出書を提出した場合には、消費税の確定申告書の提出期限を1月延長することができます。

この改正は、令和3年3月31日以後に終了する事業年度から適用されます。

[3] 所得税

(1) 低未利用土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得の特別控除の創設

個人が、都市計画区域内にある低未利用土地等を譲渡した場合において、下記の要件を満たす場合には、その年中の低未利用土地等の譲渡に係る長期譲渡所得の金額から100万円を控除することができます。

(要件)

- ① 低未利用土地等であることにつき市区町村の長の確認がされたもの
- ② 譲渡をする年1月1日において所有期間が5年を超えるもの
- ③ その個人の配偶者その他のその個人と一定の特別の関係がある者に対する譲渡でないこと
- ④ 低未利用土地等の上にある建物等を含めた譲渡対価の額が500万円を超えないこと
- ⑤ 適用を受けようとする低未利用土地等と一筆の土地から分筆された土地等について、その年の前年又は前々年においてこの規定の適用を受けていないこと

(適用時期)

土地基本法等の一部を改正する法律(仮称)の施行日又は令和2年7月1日のいずれか遅い日から令和4年12月31までの間の譲渡について適用されます。

(2) 未婚のひとり親に対する税制上の措置及び寡婦(寡夫)控除の見直し

未婚のひとり親についても寡婦(夫)控除が適用されるようになったほか、寡婦(夫)控除について見直しが行われます。

この改正は、令和2年分以後の所得税について適用されます。

			改正前		改正後	
			500万円以下	500万円超	500万円以下	500万円超
本人の合計所得金額						
寡婦	離婚 死別 (生死不明)	子を有すること	35万円	27万円	35万円	×
		扶養親族を有すること	27万円	27万円	27万円	×
	死別 (生死不明)	—	27万円	×	27万円	×
寡夫	離婚 死別 (生死不明)	子を有すること	27万円	×	35万円	×
未婚		子を有すること	×	×	35万円	×

※子：総所得金額等が48万円以下(令和元年以前は、38万円以下)の生計を一にする子に限ります。

※未婚・寡婦・寡夫については、住民票に事実婚である旨の記載のある者を除きます。

ご不明な点がございましたら、お気軽に弊社事務所までご連絡くださいますよう、
よろしくお願ひ申し上げます。